

名古屋市の第一号通所事業の **通所型サービス** の3類型(平成27年7月時点の案)

	予防専門型(従来のサービスと同一)	ミニデイ型(一体基準緩和型) ※「専門型」と「基準緩和型」を一体的に運営	ミニデイ型(単独基準緩和型)	運動型(介護予防事業移行型)	サロン型(総合事業と切り離して実施)																																
事業主体	営利法人、非営利法人	営利法人、非営利法人			町内会、個人、団地管理組合等																																
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 チェックリストによる事業対象者			限定なし																																
必要なケアプラン	従来と同様のケアプラン	簡易なケアプラン			なし																																
提供するサービス	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、レスパイト ※個別サービス計画により実施	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練 ※必要に応じて個別サービス計画が必要 ※昼食の提供はなし ※入浴可(ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし) ※送迎を実施(バスストップ方式を可能とする)		専門家による運動プログラムの実施	高齢者の交流の場 趣味の集まり 住民主体の食事会																																
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1日～2日 利用者の様態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定 ※週1日～2日2時間～3時間の利用時間を想定 ※原則、1クール3ヶ月×2回→6ヶ月の利用		週1回、1時間から1時間半程度のサービス ※原則、1クール3ヶ月×2回→6ヶ月の利用	月2回以上の頻度で通年開催されるもの																																
事業所の指定/委託	事業者指定	事業者指定			なし (助成を受ける場合は申請を要する)																																
サービスを提供する場所	運営法人が所有または賃貸する施設で各種法令に合致するもの	既存の介護予防通所介護事業所	・既存の通所介護事業所の営業時間外を活用 ・既存の通所介護事業所より基準を緩和した施設(フィットネスクラブなどを想定) ・サロンの空き時間や併設するスペース	・通所介護事業所 ・介護老人保健施設 ・鍼灸院、接骨院、フィットネスクラブ	・コミセン ・団地の集会所団地の空きスペース ・特養、老健の空きスペースを活用 ・NPO法人が所有または賃貸する施設 ・商店街・組合等が提供するスペース ・民間企業が提供するスペース ・ミニデイの空き時間や併設するスペース																																
設備基準等	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員) ・必要な設備備品	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員) ・必要な設備備品	サロンの運営に必要な設備																																
人員基準等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>介護福祉士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>看護師等</td> <td>専従1以上 ※2</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>なし</td> <td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>理学療法士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	生活相談員	介護福祉士等	専従1以上	看護職員	看護師等	専従1以上 ※2	介護職員	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上	機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上	<p>左記、「予防事業専門型」人員に加えて、緩和基準型サービス利用者の数に応じて必要数</p> <p>【例】利用者が要介護者20人 要支援者(緩和したサービスが必要)20人 介護職員2人以上+必要数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など</td> <td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※	介護職員	経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従事者</td> <td>医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等</td> <td>利用者10人に対して 1人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>従事者 必要数</p>		必要な資格	配置要件	従事者	医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等	利用者10人に対して 1人以上
	必要な資格	配置要件																																			
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																																			
生活相談員	介護福祉士等	専従1以上																																			
看護職員	看護師等	専従1以上 ※2																																			
介護職員	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上																																			
機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上																																			
	必要な資格	配置要件																																			
管理者	なし	専従1以上 ※																																			
介護職員	経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数																																			
	必要な資格	配置要件																																			
従事者	医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等	利用者10人に対して 1人以上																																			
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者			有償・無償ボランティア																																
基本報酬額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月1,647単位</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>月3,377単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※既存の介護予防通所介護同額の報酬を予定</p>		月額報酬	週1回	月1,647単位	週2回以上	月3,377単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回</td> <td>月1,350単位程度</td> </tr> <tr> <td>週2回以上</td> <td>月2,700単位程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予防事業専門型サービスの8割程度の報酬を想定。</p>		月額報酬	週1回	月1,350単位程度	週2回以上	月2,700単位程度	<p>* 小規模型通所介護における「要介護1者の2時間以上3時間未満」の報酬単価をもとに積算</p> <p>* 介護保険制度における処遇改善加算相当分も加味</p> <p>* 6ヶ月で自立、または改善した場合は報酬の上乗せを検討</p>	<p>現行の得トク運動教室と同程度の報酬を想定。</p> <p>※【参考】現在の得トク運動教室の報酬 1回 2,570円</p>	開設・運営費の助成を検討																				
	月額報酬																																				
週1回	月1,647単位																																				
週2回以上	月3,377単位																																				
	月額報酬																																				
週1回	月1,350単位程度																																				
週2回以上	月2,700単位程度																																				
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担			-																																
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由	国保連経由			-																																
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)			国保連を通じての請求や限度額管理は発生しない																																
事業の担い手等(想定)	既存の介護予防通所介護事業所が移行する	NPO、生活協同組合、社会福祉法人が単独型を実施 既存の介護予防通所介護事業所が一体基準緩和型を実施		既存の得トク運動教室が移行し、実施	・現在、315箇所の高齢者サロンを把握 ・3年間で通所介護事業所並の数を確保																																
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、更なる取り組みを検討	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、更なる取り組みを検討			担い手の養成研修を実施																																